平成２４年（フ）第１６２８号
大阪府茨木市寺田町３番19号
債務者　吉川　道雄
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６８１号
大阪市福島区鷺洲４丁目２番15―601号
債務者　香美　　澄
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１６８５号
大阪府摂津市東正雀11番24号
債務者　平田　信子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０１号
大阪府東大阪市岸田堂南町10番２号
債務者　徳山塗装こと徳山勲こと　洪　　勲杓
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７０２号
大阪府東大阪市岸田堂南町10番２号
債務者　徳山伸子こと　李　　伸子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７５０号
大阪市東成区神路１丁目５番１号　今井商事27ビル204号
債務者　川端　健一
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７６０号
大阪市城東区成育４丁目６番29号202
債務者　金子　大助
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７１号
大阪府茨木市真砂２丁目６番12号
債務者　櫛山　　享
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９１６号
大阪市生野区中川６丁目７番２号
債務者　桑村東輝こと　金　　東輝
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９５６号
大阪府八尾市南本町４丁目８番９号
債務者　佐藤冨久子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１５６号
大阪府池田市井口堂１丁目５番７号、住民票上の前住所兵庫県川西市多田桜木２丁目６番10―205号
債務者　島本　圭介
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１５７号
大阪府池田市井口堂１丁目５番７号、住民票上の前住所兵庫県川西市多田桜木２丁目６番10―205号
債務者　島本　直子
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３８２号
大阪市住之江区西住之江２丁目３番21号402
債務者　大塚由利子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４２６号
大阪府大阪市西成区玉出東１丁目９番27号文化住宅
債務者　堀　　東彦
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９６号
長崎県長崎市樫山町1470番地、旧住所長崎県長崎市本河内２丁目15番26号
債務者　坂本マツヱ
法定代理人成年後見人　弁護士　柏　　真人
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
長崎県長崎市本原町19番18号　Ｆビル305号
債務者　山口　広幸
1　決定年月日時　平成24年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
宮城県黒川郡富谷町杜乃橋２丁目10番地10
債務者　齋藤　　文（旧姓高平）
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
仙台市青葉区本町１丁目４番８―403号
債務者　李　　玉京
1　決定年月日時　平成24年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係